

(第一類 第一号)

第六十三回国会
衆議院

内閣委員會議録第七号

(二二二)

昭和四十五年三月二十六日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 坂村 吉正君

理事 大出 俊君

理事 和田 耕作君

理事 阿部 文男君

理事 加藤 陽三君

理事 菊池 義郎君

理事 山口 敏夫君

理事 佐藤 銀樹君

理事 橋路 幸弘君

理事 渡部 一郎君

出席國務大臣

國務大臣 荒木萬壽夫君

行政管理局長 黒木 利克君

行政管理局次官 河合 三良君

行政管理局行政官 岡内 豊君

行政管理局行政官 亀長 友義君

行政管理局行政官 池田 俊也君

行政管理局行政官 横尾 正之君

農林大臣官房長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

農林省農政局長 岩本 道夫君

処遇等に関する法律案(内閣提出第九九号)
許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出
第一〇二号)

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願外一
件(安倍晋太郎君紹介)(第一四七七号)

同外六件(足立篤郎君紹介)(第一四七八号)

同外五件(阿部文男君紹介)(第一四七九号)

同外四件(相川勝六君紹介)(第一四八〇号)

同外四件(愛知揆一君紹介)(第一四八一号)

同外四件(青木正久君紹介)(第一四八二号)

同外四件(赤城宗徳君紹介)(第一四八三号)

同外三件(赤澤正道君紹介)(第一四八四号)

同外三件(秋田大助君紹介)(第一四八五号)

同外九件(天野光晴君紹介)(第一四八六号)

同外五件(荒木萬壽夫君紹介)(第一四八七号)

同外五件(有田喜一君紹介)(第一四八八号)

同外十二件(有馬元治君紹介)(第一四八九号)

同外一件(井出一太郎君紹介)(第一四九〇号)

同外三件(伊藤正義君紹介)(第一四九一号)

同外六件(伊藤宗一郎君紹介)(第一四九二号)

同外七件(伊能繁次郎君紹介)(第一四九三号)

同外十六件(池田清志君紹介)(第一四九四号)

同外三件(池田正之輔君紹介)(第一四九五号)

同外七件(石井一君紹介)(第一四九六号)

同外四件(石井光次郎君紹介)(第一四九七号)

同外一件(石田博英君紹介)(第一四九八号)

同外二件(稻葉修君紹介)(第一四九九号)

同外四件(稻村利幸君紹介)(第一五〇〇号)

同外十四件(宇田國榮君紹介)(第一五〇一号)

同外十七件(宇野宗佑君紹介)(第一五〇二号)

同外八件(上村千一郎君紹介)(第一五〇三号)

同外二件(植木庚子郎君紹介)(第一五〇四号)

同外五件(内田常雄君紹介)(第一五〇五号)

同外五件(内海英男君紹介)(第一五〇六号)

同外八件(浦野幸男君紹介)(第一五〇七号)

同外十一件(江崎真澄君紹介)(第一五〇八号)

同外五件(江藤隆美君紹介)(第一五〇九号)

同外五件(遠藤三郎君紹介)(第一五一〇号)

同外二件(小川半次君紹介)(第一五一一号)

同外二件(小川平二君紹介)(第一五一二号)

同外十六件(小此木彦三郎君紹介)(第一五一三
号)

同外八件(小澤太郎君紹介)(第一五一四号)

同外三件(小沢辰男君紹介)(第一五一五号)

同外九件(小淵恵三君紹介)(第一五一六号)

同外五件(大石武一君紹介)(第一五一七号)

同外四件(大久保武雄君紹介)(第一五一八号)

同外三件(大竹太郎君紹介)(第一五一九号)

同外二件(大坪保雄君紹介)(第一五二〇号)

同外四件(大西正男君紹介)(第一五二一号)

同外七件(大野明君紹介)(第一五二二号)

同外七件(大野市郎君紹介)(第一五二三号)

同外五件(大橋武夫君紹介)(第一五二四号)

同外二件(大平正芳君紹介)(第一五二五号)

同外七件(大村襄治君紹介)(第一五二六号)

同外十一件(奥野誠亮君紹介)(第一五二七号)

同外二件(加藤常太郎君紹介)(第一五二八号)

同外七件(加藤六月君紹介)(第一五二九号)

同(加藤三三君紹介)(第一五三〇号)

同外三件(鹿野彦吉君紹介)(第一五三一号)

同外六件(鍛冶良作君紹介)(第一五三二号)

同外七件(海部俊樹君紹介)(第一五三三号)

同外七件(笠岡喬君紹介)(第一五三四号)

同外三件(梶山静六君紹介)(第一五三五号)

同外五件(金丸信君紹介)(第一五三六号)

同外七件(金子一平君紹介)(第一五三七号)

同外十九件(金子岩三君紹介)(第一五三八号)

同外七件(龜山孝一君紹介)(第一五三九号)

同外一件(鴨田宗一君紹介)(第一五四〇号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第一五四一号)

同外四件(飯谷忠男君紹介)(第一五四二号)

同外三件(川崎秀二君紹介)(第一五四三号)

同外十四件(上林山榮吉君紹介)(第一五四四
号)

同外三件(神田博君紹介)(第一五四五号)

同外二件(菅野和太郎君紹介)(第一五四六号)

同外一件(木野晴夫君紹介)(第一五四七号)

同外七件(木部佳昭君紹介)(第一五四八号)

同外三件(木村武雄君紹介)(第一五四九号)

同外二件(木村武千代君紹介)(第一五五〇号)

同外三件(北澤直吉君紹介)(第一五五一号)

同外六件(久野忠治君紹介)(第一五五二号)

同外三件(久保田円次君紹介)(第一五五三号)

同外五十五件(草野一郎平君紹介)(第一五五四
号)

同外一件(熊谷義雄君紹介)(第一五五五号)

同外二件(倉石忠雄君紹介)(第一五五六号)

同外二十八件(倉成正君紹介)(第一五五七号)

同外四件(藏内修治君紹介)(第一五五八号)

同外九件(小金義昭君紹介)(第一五五九号)

同外一件(小坂善太郎君紹介)(第一五六〇号)

同外三件(小島徹三君紹介)(第一五六一号)

同外三件(小平久雄君紹介)(第一五六二号)

同(小峯柳多君紹介)(第一五六三号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第一五六四号)

同外五件(小山長規君紹介)(第一五六五号)

同外十一件(河野洋平君紹介)(第一五六六号)

同外八件(河本敏夫君紹介)(第一五六七号)

同外六件(左藤憲君紹介)(第一五六八号)

同外五件(佐伯宗義君紹介)(第一五六九号)

同外二件(佐々木秀世君紹介)(第一五七〇号)

同外一件(佐々木義武君紹介)(第一五七一号)

同外二件(佐藤孝行君紹介)(第一五七二号)

同外四件(佐藤文生君紹介)(第一五七三号)

三月二十五日

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の

第一類第一号 内閣委員會議録第七号 昭和四十五年三月二十六日

同(佐藤守良君紹介)(第一五七四号)
同外三件(齊藤滋与史君紹介)(第一五七五号)
同(齋藤邦吉君紹介)(第一五七六号)
同外四件(坂田道太君紹介)(第一五七七号)
同外三件(坂村吉正君紹介)(第一五七八号)
同外五件(坂元親男君紹介)(第一五七九号)
同外五件(櫻内義雄君紹介)(第一五八〇号)
同(笹山茂太郎君紹介)(第一五八一号)
同外十一件(始関伊平君紹介)(第一五八二号)
同外五件(椎名悦三郎君紹介)(第一五八三号)
同外六件(塩川正十郎君紹介)(第一五八四号)
同外六件(塩谷一夫君紹介)(第一五八五号)
同外二件(篠田弘作君紹介)(第一五八六号)
同外三件(澁谷直藏君紹介)(第一五八七号)
同外七件(正示啓次郎君紹介)(第一五八八号)
同外二十六件(白濱仁吉君紹介)(第一五八九号)
同外五件(進藤一馬君紹介)(第一五九〇号)
同外四件(曾波茂君紹介)(第一五九一号)
同(鈴木善幸君紹介)(第一五九二号)
同外六件(砂田重民君紹介)(第一五九三号)
同(砂原格君紹介)(第一五九四号)
同外五件(瀬戸山三男君紹介)(第一五九五号)
同外三十二件(關谷勝利君紹介)(第一五九六号)
同外三件(國田直君紹介)(第一五九七号)
同外一件(田澤吉郎君紹介)(第一五九八号)
同外一件(田中伊三次君紹介)(第一五九九号)
同外十八件(田中榮一君紹介)(第一六〇〇号)
同外六件(田中龍夫君紹介)(第一六〇一号)
同外二件(田中正巳君紹介)(第一六〇二号)
同外五件(田中六助君紹介)(第一六〇三号)
同外一件(田村元君紹介)(第一六〇四号)
同外四件(田村良平君紹介)(第一六〇五号)
同外四件(高島修君紹介)(第一六〇六号)
同外十六件(高橋英吉君紹介)(第一六〇七号)
同外三件(高橋清一郎君紹介)(第一六〇八号)
同外二件(高見三郎君紹介)(第一六〇九号)
同外一件(竹内繁一君紹介)(第一六一〇号)
同外五件(竹下登君紹介)(第一六一一号)

同外八件(谷垣專一君紹介)(第一六一二号)
同(谷川和穂君紹介)(第一六一三号)
同外八件(千葉三郎君紹介)(第一六一四号)
同外三件(地崎宇三郎君紹介)(第一六一五号)
同外十三件(中馬辰猪君紹介)(第一六一六号)
同外四件(塚原俊郎君紹介)(第一六一七号)
同外十四件(辻寛一君紹介)(第一六一八号)
同外二件(坪川信三君紹介)(第一六一九号)
同外十二件(渡海元三郎君紹介)(第一六二〇号)
同外三件(登坂重次郎君紹介)(第一六二一号)
同外二件(徳安實藏君紹介)(第一六二二号)
同外十四件(床次徳二君紹介)(第一六二三号)
同外四件(中尾栄一君紹介)(第一六二四号)
同外六件(中垣國男君紹介)(第一六二五号)
同外二件(中川一郎君紹介)(第一六二六号)
同外一件(中川俊思君紹介)(第一六二七号)
同(中島源太郎君紹介)(第一六二八号)
同外四件(中島茂喜君紹介)(第一六二九号)
同外六件(中野四郎君紹介)(第一六三〇号)
同(中村寅太郎君紹介)(第一六三一号)
同外六件(中村庸一郎君紹介)(第一六三二号)
同外四件(中山利生君紹介)(第一六三三号)
同外七件(中山正暉君紹介)(第一六三四号)
同外五件(永田亮一君紹介)(第一六三五号)
同(瀧尾弘吉君紹介)(第一六三六号)
同外三件(南條徳男君紹介)(第一六三七号)
同外十件(二階堂進君紹介)(第一六三八号)
同外十五件(丹羽久章君紹介)(第一六三九号)
同外三件(丹羽喬四郎君紹介)(第一六四〇号)
同外七件(丹羽兵助君紹介)(第一六四一号)
同外十八件(西園武夫君紹介)(第一六四二号)
同外三件(西村英一君紹介)(第一六四三号)
同外四件(西村直己君紹介)(第一六四四号)
同(根本龍太郎君紹介)(第一六四五号)
同外七件(野田卯一君紹介)(第一六四六号)
同外三件(野田武夫君紹介)(第一六四七号)
同外一件(野中英二君紹介)(第一六四八号)
同外三件(野原正勝君紹介)(第一六四九号)

同外四件(野呂恭一君紹介)(第一六五〇号)
同外一件(羽田孜君紹介)(第一六五一号)
同外四件(葉梨信行君紹介)(第一六五二号)
同外九件(橋口隆君紹介)(第一六五三号)
同外五件(橋本登美三郎君紹介)(第一六五四号)
同外七件(橋本龍太郎君紹介)(第一六五五号)
同外六件(長谷川峻君紹介)(第一六五六号)
同外四件(八田貞義君紹介)(第一六五七号)
同外十件(服部安司君紹介)(第一六五八号)
同外五件(浜田幸一君紹介)(第一六五九号)
同外七件(早川崇君紹介)(第一六六〇号)
同外一件(林義郎君紹介)(第一六六一号)
同外七件(原健三郎君紹介)(第一六六二号)
同外四件(原田憲君紹介)(第一六六三号)
同外四件(廣瀬正雄君紹介)(第一六六四号)
同外八件(福井勇君紹介)(第一六六五号)
同外二件(福田繁芳君紹介)(第一六六六号)
同外十四件(福田篤泰君紹介)(第一六六七号)
同外二件(福田一君紹介)(第一六六八号)
同外二件(福永一臣君紹介)(第一六六九号)
同外四件(福永健司君紹介)(第一六七〇号)
同外七件(藤井勝志君紹介)(第一六七一号)
同外五件(藤枝泉介君紹介)(第一六七二号)
同外四件(藤尾正行君紹介)(第一六七三号)
同外三件(藤田義光君紹介)(第一六七四号)
同外一件(藤波孝生君紹介)(第一六七五号)
同外五件(藤本孝雄君紹介)(第一六七六号)
同外十件(藤山愛一郎君紹介)(第一六七七号)
同外四件(古井喜實君紹介)(第一六七八号)
同外五件(古内広雄君紹介)(第一六七九号)
同外二件(古川丈吉君紹介)(第一七八〇号)
同外七件(古屋亨君紹介)(第一七八一号)
同外七件(坊秀男君紹介)(第一七八二号)
同外六件(細田吉藏君紹介)(第一七八三号)
同外六件(堀田政孝君紹介)(第一七八四号)
同外三件(本名武君紹介)(第一七八五号)
同外四件(前尾繁三郎君紹介)(第一八八六号)
同外十件(前田正男君紹介)(第一八八七号)

同(増岡博之君紹介)(第一八八八号)
同外四件(松澤雄蔵君紹介)(第一八八九号)
同外四件(松永光君紹介)(第一八九〇号)
同外七件(松野幸泰君紹介)(第一八九一号)
同外一件(松野頼三君紹介)(第一八九二号)
同外五件(松本十郎君紹介)(第一八九三号)
同外四件(松山千恵子君紹介)(第一八九四号)
同外二件(三池信君紹介)(第一八九五号)
同外十件(三木武夫君紹介)(第一八九六号)
同外二件(三ツ林弥太郎君紹介)(第一八九七号)
同外六件(三原朝雄君紹介)(第一八九八号)
同外三件(箕輪登君紹介)(第一八九九号)
同外七件(水田三喜男君紹介)(第一九〇〇号)
同外五件(水野清君紹介)(第一九〇一号)
同(宮澤喜一君紹介)(第一九〇二号)
同外八件(武藤嘉文君紹介)(第一九〇三号)
同外三件(向山一人君紹介)(第一九〇四号)
同外六件(村上勇君紹介)(第一九〇五号)
同外二十二件(村上信二郎君紹介)(第一九〇六号)
同外八件(村田敬次郎君紹介)(第一九〇七号)
同外六件(村山達雄君紹介)(第一九〇八号)
同外十四件(毛利松平君紹介)(第一九〇九号)
同外四件(栗山ひで君紹介)(第一九一〇号)
同外二件(森美秀君紹介)(第一九一一号)
同外三件(森下國雄君紹介)(第一九一二号)
同外九件(森下元晴君紹介)(第一九一三号)
同外一件(森田重次郎君紹介)(第一九一四号)
同外十三件(森山欽司君紹介)(第一九一五号)
同外二十五件(八木徹雄君紹介)(第一九一六号)
同外三件(安田貴六君紹介)(第一九一七号)
同外三件(山口敏夫君紹介)(第一九一八号)
同外四件(山崎平八郎君紹介)(第一九一九号)
同外二十一件(山下元利君紹介)(第一九二〇号)
同外二件(山下徳夫君紹介)(第一九二一号)
同外十件(山手満男君紹介)(第一九二二号)
同外五件(山村新治郎君紹介)(第一九二三号)

同外一件（山本幸雄君紹介）（第一七二四号）
同（豊永光君紹介）（第一七二五号）
同外三件（吉田重延君紹介）（第一七二六号）
同外五件（吉田実君紹介）（第一七二七号）
同外十件（早稲田柳右エ門君紹介）（第一七二八号）
同外六件（綿貫民輔君紹介）（第一七二九号）
同外二件（渡部恒三君紹介）（第一七三〇号）
同外七件（渡辺栄一君紹介）（第一七三二号）
同外二件（渡辺榮君紹介）（第一七三三号）
同外十三件（渡辺美智雄君紹介）（第一七三三号）
一世一元制の法制化に関する請願（赤澤正道君紹介）（第一七三四号）
同（永山忠則君紹介）（第一七三五号）
同（村山達雄君紹介）（第一七三六号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）
行政管理局設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）
許可、認可等の整理に関する法律案（内閣提出第一〇二号）

○天野委員長 これより会議を開きます。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。笠岡喬君。

○笠岡委員 私は、今回の草地試験場の新設、農業者大学校の新設及び地方農政局へ統計調査事務所を吸収統合するという三点について、きわめて常識的なことを二、三お尋ねをいたしたいと存じます。

これは大体機構改革に伴うものであると思ひますが、まず私が冒頭に申し上げたいことは、こういうふうな機構改革は当然必要であり、やらなければならぬと思ひますが、この草地試験場にいたしまして、あるいは統計調査事務所を吸収統合するといふ点にいたしまして、いままらこんなことをいふ感じが私にはいたすのでございませう。農業試験場の草地部を発展的に独立の草地試験場にすることがいいと思ひますが、日本で酪農を本格的に取り上げてからもうすでに相当の年月が経過をいたしておるわけではございまして、なせもつと早くやらなかつたかというやうな感をいたしておるのであります。

そこで農林省においても、今後新しい世代、新しい時代に対応してこういふやうな機構改革をひとつばりばりやつてもらわなくてはならない問題がいろいろうつつ積しておるのではないかと。たとえば、いままでは生産者の場に立つての機構であつたものが、現在では生産者、同時に消費者の両者を踏まえた、いわゆる農林省といふものを一大改革しなければいけないのじゃないかと。これは草地試験場とは非常に飛躍をする機関があるかと存じますが、こういう試験場の新設、発展的に独立の試験場をつくるという機会に、ひとつ農林省内部にそういうお考えがあるのかどうかという点もあわせて、せつかく官房長がお見えになつておられますのでお聞かせをいただければありがたいと思ひます。

そこで、草地試験場について、あるいは農業者大学校の新設について、それぞれお尋ねをいたしてみたいと思ひます。

まず、草地試験場でございますが、栃木県におつくりになるというのを承つておりますが、この栃木県に選定された理由は一体どこにあるのか、そういうことをひとつつまびらかにしていただければありがたいと思ひます。

それから第二点として、これは非常に言にくいことではございますが、従来官公署の試験機関といふものは、民間の試験機関なんかと比べま

ず、非常に形ばかりであつて、内容の点においてはささか劣るきらいがあるといふ点が往々にしてあるわけではございませう。ここに新しく草地試験場の予算書もあわせて提出をされておるわけではございませうが、その内容を見ますと、これで将来の基盤固めとして相当期待するものができるといふか。

さらに第三点として、いままでの農業試験場の草地部を発展的にさういふふうにするのでありますが、いままでは草地部があつたのを、各地に分散をしておるのをひとつ強化したほうがより効果的ではないのかどうか。あくまでもさういふ独立したものを一つつくるのが専門的な立場からお考えになつていいのかどうか、さういふ点をひとつつまびらかにしていただきたいと思ひます。

次に、農業者大学校の問題に移らせていただきますが、さういふやうな農業に従事しておる者、しかもその中で将来農業をやるのだという者を全国から集めて一カ所で濃密教育をするといふことは、非常にいいことに変わりはございませう。しかしながら、まず第一に、その学校の場所が東京都のどこか三多摩のほうとか承つておりますが、これだけ都市は過密化し、農村は過疎化してきておる今日、農業者大学校までも東京都に集めておることがいいのかどうか、さういふ点でさういふ点をきめられる根拠があるのか、さういふ点もひとつつまびらかにしていただきたいと思ひます。

さらに内容のことではございますが、三年間という年限が課せられておるわけではございませうが、この三年間といふものは、かなり実際に農業をやつておる方にとっては長年月であらうと思ひます。そこでこの三年間といふのはさういふ内容のものであるかといふことをひとつ伺つておきたいと思ひます。

そこで、三年間ということにきまつておりますが、私たちが地方におつたときのことを考え合わせますと、各府県とも、さういふ種のものとはどこにも一つや二つは持つておるわけではございませう。

す。そこで三カ月とかあるいは半年とかいうやうな短期間、かなりの人を集めてさういふふうないろいろな教育をしてさういふやうでございませうが、さういふものをひとつ強化するやうなことをやつたほうが効果があるんじゃないかといふことも考えられるわけではございませうが、さういふことをお考えになつてさういふやうなことを提案されておるかどうかといふことをあわせてお伺ひしたいと思ひます。

それから、末端の国民にとりまして、さういふふうな農業であるとか、そのほか社会教育の場面としていろいろな成人教育といふものが現在行なわれておるのでございませうが、これがどうも中途はんばになり、農林省は農林省、あるいは文部省は文部省、それぞれの役所において、さういふふうな教育が至るところでいろいろな機会において行なわれておるが、さういふばつとした効果があらわれない。反面その成人教育と申しますか、社会教育といふものは、私は非常に大切であると思ひますが、農林省は、この農業後継者のための農業者大学校を新設される点において、この点とはいささかねらいは違ひかもしれませんが、この点とはいささかねらいは違ひかもしれませんが、さういふふうな各官庁と提携をされて、そして普及所あたりの部面を生かして、そして社会教育、農業者の教育をするといふやうなことにどのやうな気持ちでおられるか、普及所の存在なんかにいつてさういふふうにお考えになつておるか、それらのことについてあわせて承ればありがたいと思ひます。

最後に、統計調査事務所を地方農政局に吸収統合するといふ件でございませうが、私たち地方におりまして、数年といわず、もつと長い年月、この統計調査事務所といふものは、まあじみな機関でございませうのでさういふやうなふうになりがちかもしれませんが、この業務目的といふか、さういふものが非常に薄れて、地方民にとつては、一体あの役所はどんなことをするんだらうといふやうな感じがなきにしもあらずといふやうな存在であつたと思ひます。そこで、いまいろい

る物価の問題、先般もタマネギが一個五十円、ジャガイモが五十円というような、農産物のことに ついてもそういうような問題が社会問題として取り上げられておったのをごらんになったと思ひますが、こういうような相当数の職員、また相当の力を持ったああいう機関を、もう数年もあつたふうな灰色の役所のままで放置しておかないで、もっと早くこの流通機構なんかのために役立つような手をなげ打てなかつたか。農林省において、そういうようなことをもつと真剣にお考えになつて、あれだけの人員、あれだけの機構というものをそういうようなものに活用されるような案はなかつたものであるかどうか。また今度の改革によつてそういう面を取り入れて統計調査事務所というものを活用せられる意思があるのかないのか、あるいはそれを統合して今後従来のままの業務を続けていくのか、どういうような内容にするのかというのをひとつ承つておきたいと思ひます。

以上、私は三点についてお伺いをし、またお答えによつていろいろお尋ねをいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○農林省府委員 最初に御指摘になりました農林省全体の機構の考え方につきましまして私からお答えを申し上げます。

いろいろお話がございましたように、農林省の施策を推進するための組織、機構につきましましては、農林省はどちらかといへば生産者団体中心の行政であるといふにいわれてきておりまして、事実そういう面が多分にあつたことも私も否定するわけにもいかないと思ひます。しかしながら、御承知のように最近の経済の発展に伴ひまして、国民の生活面、消費者の問題が非常に盛んに議論されるようになりました、私もとしまして、もちろんその点に十分な注意を払ひながら行政をやつていかなければならぬということは当然でございます。本年二月「総合農政の推進についで」という閣議報告を農林大臣がなされました、総合農政の考え方を表明いたしました文書

の中におきまして、消費者の保護、流通機構の近代化というような面が特に強調されておるわけでございます。組織面で私ども具体的にこれをどうこなしていくかという問題が一つの大きな問題でございます。御承知のように、農林省の機構は野菜なら野菜、くだものならくだもの、魚なら魚というふうに、大抵生産を担当する部局が流通問題もあわせ兼ねておるというのが本来の姿でございます。その上にこれを統括する市場課であるとかあるいは消費経済課というようなものが若干あつたにすぎなかつたわけでございます。これを一挙に生産者の行政と離れて流通なり消費者保護というものをどううまく組織的に分類できるかという点が私どもの悩みでございます。御承知のように、昨年来農林省では企業流通部というのを一つ新しく設けまして、その中に市場課、消費経済課というふうな部門を設けまして、一つの統括的な部局ではございますけれども、従来よりも流通部門、消費者保護に力を入れる、こういう姿勢を明らかにいたしまして、人員、その他予算等もここ一年ばかり従来に比べますと一段と拡充をいたしておるという段階でございます。さらにこの企業流通部以外にそれぞれの物資を持つております部局におきましても、単に生産のための予算だけでなくて、加工のための予算あるいは処理施設、保護施設等を建設するための予算、これもそれぞれ園芸、畜産あるいは水産というふうな部局でかなり大幅に増加をいたしておるわけでございます。

さらにこの国会にも、新しい流通関係の市場法案あるいは農林物資規格法の改正法案というふうな法案の提出も考えておるわけでございます。逐次流通あるいは消費者保護という施策を進めてまいるといふ段階でございます。今回提出いたしております設置法の改正案には、必ずしも流通の分野というものが含まれておるわけではございません。林省の立場といたしまして生産行政とどういうふうに結びつけてやつていくかというのが組織上の

一番の悩みでございます。単に生産と離れて消費の面だけをとらえる、あるいは流通の面だけをとらえるとかというふうな、経済企画庁が食品なり農産物の流通という面を見る目と、あるいは公正取引委員会とか通産省が見る目とは異なつた見方、異なつた行政のやり方での対処して、生産と流通、消費というのを一貫して総合的にどういうふうな実施し得る方向を考へるかという点が、率直に申しまして私どもの悩みでございます。

御承知のように、農林省の行政は、生産面におきましては非常に技術面が多いのでございまして、技術面となりまして、どうしてもこれは特化する、分化するということでございます。同じくだものでも、たとえばブドウの技術者とナシの技術者はまるつきり違ひ、さらにそれが畜産物とか、あるいは水産物となれば、そういう面が非常に違つております。ところが、流通、加工とかという部門でございますと、そういうものは非常に共通した分野が多い。その分野だけをとりえて流通行政、消費者保護行政ということをやつてみて、なかなか生産面とどうもかみ合わないと思ひます。そのかみ合わないところをどういうふうな力を入れた組織につくり上げることができるといふことが実は非常に悩んでございまして、その点につきましても、私も現在できておる流通組織にはもちろん満足しない、もう一歩進めたような形で何らかの組織を検討してまいりたい、かように考えております。

全体の機構につきましましては、もちろん地方も含めまして私も現段階で結論が出ておりますことにつきましましては、今回の設置法の改正案に盛り込んでおるつもりでございますけれども、将来の問題といたしましては、よくいわれますように、農林食糧省という考え方にしたらどうかというふうな話もございまして、これも名前を變えるだけではないと同一ことでございますから、実態をどう考へてこれをどう運営していくかという問題でございます。

も、価格安定局、価格流通局というのを設けたらどうかという御意見もございまして。これも、先ほどの話に返りますけれども、価格につきましても、たとえば米の価格あるいは生糸、豚の価格、なたね、大豆の価格、いろいろな政府の価格の支持のあり方についても、同じ価格とはいひながらやり方が非常に違つておるわけでありまして。趣旨も違つておるわけでありまして。そういうものを、生産と分離した価格局というのを考へてみましても、これが一体どういうふうな生産行政とのうまい関連のある局になり得るかという点が同じように問題でございます。

そういうふうな組織が改正になりまして大幅な改革を加えるとしても、生産行政と流通行政、生産行政と価格行政、こういうところの組織上の分界点というところに、まだ私も十分な結論を見出し得ない。行政のことでございまして、非常にに入り組んでおりますから、ある程度検討が進めば、これは割り切つてその後は相互の協議なり連絡で円滑に事を処理していくということにならざるを得ないと思ひますが、いずれにしても、私も御指摘のような問題につきましましては常時検討を加へまして、結論の出たところからできるだけ改善措置をとつてまいり、かような考へで対処をしていきたいと思つております。

○立憲委員 官房長、非常にお忙しいようでございますので、官房長に対してはこの程度でけっこうでございます。

いま官房長がお立ちになつてのことばの中にも、価格局であるとか、あるいは農林食糧省であるとか、そういう新しいいろいろなことが飛び出してきますので、将来農林省というものが大きな改革ができるんではなかつたかというふうな気がしますが、たとえば草地試験場をつくるとか、あるいは農業者大学校をつくるとかというふうなことを今回提案になつておるが、こういうものでは、いわゆる総合農政を唱へる時代にしては、何か新しい息吹きというふうなものも感じられないのが私たちの受け方でございます。

そこで、そういうふうな農林省の新しい機構改革、いま何と申しましたも組織で動く時代でございますので、何といつても機構が一番だと私は思うので、ひとつ大いに新しい機構に改革をして総合農政に対処してやっていただきたというところをお願いをしてこの点の質問を終わります。

それでは、あとをひとつお願いいたします。
○横尾政府委員 草地試験場にお尋ねの点について申し上げます。

まず第一点の、なぜ栃木県に草地試験場を置くかというお尋ねの点でございますが、私も考えております。草地試験場は、全国の草地にかかわります試験研究の中核組織といたしまして、主として全国共通の試験研究問題、あるいはやや基礎的な試験研究問題、これを総合的、効率的にやりたい、そのための組織として設けたい、こういうこととでございます。そういうふうな考えでまいりました場合、その条件を満たすための一定の要件が必要でございます。たとえば御承知のように、牧草につきましても北方型、南方型というふうなものがございますが、これをあわせて試験研究の対象にし得る自然的立地条件というものが必ず必要でございます。それから試験研究を進めてまいります場合に、当然ほかの関連いたします試験研究機関と連携を密にしていこうというところが便利なところではないかぬということも一つの要件でございます。さらにまた、これはあとで、別の御質問に対するお答えにも関連をいたしますけれども、草地試験場だけで全部の試験研究を首尾一貫してやりおけるわけでもございません。たとえ地域の農業試験場との連携等も合理的にとり得るような場所等々を考慮して、その設置の場所も選定いたさなければならぬというように考えるわけでございますが、先生御承知かと思いますが、畜産試験場の草地関係部門が現在那須にございまして、ここは相当規模の土地も持っておりますし、先ほど来申し上げておりますような要件にもかないますので、それを拠点にいたしまして

て草地試験場を設けたいというのが、なぜ栃木県に草地試験場を置くかという御質問の第一点についてのお答えでございます。

それから第二点の問題でございますが、予算にからめて草地試験場をつくる、はたしてこれで十分行けるのかどうか、実のある草地研究をやらなければならぬのではないかと、御趣旨の御質問かと拝聴いたしました。予算といたしまして四億二千五百万円を計上いたしてございまして、これは草地試験場に関する直接の経費でございます。草地試験場の人件費を含めると運営費でございます。草地試験場の整備にいたす経費でございます。また、機械を整備いたす経費でございます。また、圃場を整備する施設等を設けなければならぬ、そういう施設整備の経費でございます。また、直接草地試験場に関する経費でございます。これまたさらにまた関係方面とも協議をいたしまして、拡充し、充実をしてみたいと思っております。が、その第一年度、初年度でございます。草地関係に関する試験研究の経費は、もちろんこれだけに尽きるものではないと存じます。別途総合的、組織的研究を展開いたしたためのいわゆる別ワック研究とか、特別研究でありますとか、あるいはまた県に對する助成でございますとか、あるいはまた地域の農業試験場等の関係組織でございますとか、そういうものが総体として草地に關します試験研究をささえるベースになっております。これはおおよそで申しますと、私どもにかかわります農業関係の試験研究の経費百億余りでございますけれども、その二五％、約四分の一というものは草地を含めて畜産関係に投入をしようというところで、そのシェアもだんだんふやしてまいっております。その中でございまして、直接の経費は四億二千五百万でございますけれども、こゝろした経費を含めまして、その中核の役割を草地試験場に持たせまして、そしてできるだけ現実の農業の動向に即応し、かつそれをささえる効果のあるような試験研究をこゝろした経費の裏づけに

制を整備する必要があるということで草地試験場を設けた次第でございます。

それから第三点の御質問でございますが、草地試験場をつくるだけで、地域地域の問題がいろいろあるではないか、十分対応できるかどうか、実のある研究をいたさなければならぬではないかという御趣旨の御質問かと拝聴いたしました。が、先ほど申し上げましたように、草地試験場は全国の試験研究の中核組織としての役割をうとめますが、同時に、それに対応いたしまして、地域の草地関係の研究部門も拡充をし充実をしてみたいと思っております。そこで私どもといたしましては、中央に、先ほど来申し上げておりますような草地試験場を設けますと同時に、それと対応いたしまして、今後草地関係の試験研究を充実さすべき地域につきましても、たとえば北海道の農業試験場でございますとか、あるいは九州の農業試験場でございますとか、地域農業試験場にございまして草地関係部門を拡充をいたしまして、そゝして中央の草地試験場と十分に連携をとつて、全体としての試験研究の充実を——先ほど申し上げましたような実態に即応し、かつ今後の方

けでございます。そういう点から申しますと、やはり東京に近くございませんとかなかない人が得られない、こういうことがございまして、そういう点が実は非常に大きな原因になりました。東京の郊外に、三多摩地区でございまして、設置をいたしたい、こういうことになったわけでございます。

それから、農業者、実際に農業をやっている人にとつて三年間はちよつと長いではないかという御質問、これもまたちよつと問題だと思つてございまして。ただ私どもは、やはり今回の農業者大学の教育をやるにつかしましては、かなり徹底した教育をやりたい。これは将来の農業の実際の経営に当たる人の指導者みだいな立場になる人でございまして、初めは基礎から始まらして、それから応用といふこと、実際の農業の経営に對應できるような教育をいたすわけでございます。そういうことと、どうして三年程度はかかる。ただ、他の学校とやや違ひますのは、最初の二年は基礎教育をやりたい、あとの一年は、派遣実習でございまして、あるいは在宅実習といふことで、三年まるまる東京にいるわけではないわけでございます。

それから、それに関連いたしまして、むしろ地方のそういう施設を強化したらどうかということですが、これも私も全く同意でございます。実は来年度におきまして、高等学校を卒業しました人たちが教育するような施設、それから高等農業研修施設と申しておりますけれども、これを新しくつくる。これは一年程度でございます。そういうことで、そういう面はこれと並行いたしまして強化をしてみたいと思っております。

それから、社会教育といふこと、学校教育を終わった人たちに對する教育が何か中途はんばではないか、こういう御質問で、確かにそういう面も若干あるように私も思ひます。実は今回の農業者大学をつくるといふことになりましたのも、そういうことと、ひとつ徹底した教育をやりたい、こういうことであるわけござい

○池田政府委員 農業者大学校につきまして、三

点は、お尋ねがございましたが、いずれも非常に

ごもつとも御質問と思ひます。

まず第一に場所の問題でございますが、東京に置かなくてはならぬと農林に近しいところ

さいますが、数も限られておりますし、大部分の方はやはり地方におきまして比較的短期の教育で強化してやらざるを得ない、こういうことがあるわけでございます。そういう点につきましては、私どもも、先ほど御指摘のございました、たとえは普及所というものを活用して、普及組織とタイアップしながら、あるいは農業高校等も各地方にあるわけでございますから、そういうところとも十分連絡をとりながら教育をやっていくという必要があるわけでございます。確かに従来十分でなかった点がございまして、そういう点は特に留意してまいりたいと考えております。

○岩本説明員 統計調査事務所の将来をどういうふうに考えるかという御質問に対してお答え申し上げます。

先生の御指摘のとおり、統計というのは非常に大事な仕事でございます。将来の農業の動きを洞察いたしますためには、統計がなくてはならないものだろうと思っております。御指摘のように統計というのは非常にじみじみした仕事でありまして、運営のしかたをうまくいたしませんと、職員が士気を阻喪させたり、とかく投げやりになりがちであると思っております。したがって、いまして、そういう点を改善するために、常に新しい農政の動きに即応して統計のやり方を変え、またそれに即して職員の士気を鼓舞するということが必要であると思っております。御承知のとおり、この組織は戦後食糧不足の時代にできまして、できましては米の作付け面積をつかまえてくる仕事でございまして、現在では仕事を転換してございまして、農家経済やあるいは流通関係や、あるいは就業人口といったような各般の仕事をやっております。特に昭和三十六年の農業基本法成立以来、基本法農政の運営という点に即してそういう方面に仕事を転換してございまして、現在では米の生産の関係の仕事というものは二〇数%に下がってきております。その他の仕事はい

ま申し上げましたようなところに重点を変えておるわけでございます。さらに最近におきましては、総合農政という問題が出てまいりまして、これは日本の農業の将来を左右する大問題でございます。この総合農政の方向に即するように統計のとり方あるいは職員の活動のしかたを変えていく必要が出てまいりまして、これが今回の法律案を提案した理由でございますが、先生御指摘のような流通関係につきましても、農業基本法以来力を注いでございまして、今後ますますその点は充実強化していきたいと考えております。特に昭和三十一年以来、生鮮食料品の流通関係の統計をとることにいたしまして、さらに四十二年度からは、生鮮食料品流通情報サービス事業を開始しております。青果物、畜産物につきましても、市場の入荷量、価格及び産地の出荷情報を電波で集めて、これを編さんして地方へ流すという仕事をやっております。今後この仕事にはますます力を入れていきたいということでこの法律案を提案しております。地方農政局への組織の移行と相まって、仕事の内容につきましても、より一そう総合農政の方向に即するように努力をしてまいりたい、かように考えております。

○堀谷委員 関連して。ただいまの御答弁で、その方向ははつきりしたように思いますけれども、実績はどうでしょうか。食糧統計というものは、統計事務所の存在はそういう認識をされていい。現状は、三十一年以来の生産者統計から、今日でいう総合農政的な、消費者に対しての生鮮食料品等の相場その他に対して統計によって非常に貢献しておるようになったとお話してありますけれども、事実はどうだろうかと思っております。思いますが、外部での印象というものは決してそうではなくて、まことに思ったくない存在で、相当な人数がおいて活用されてないというふうに印象づけられておると思います。今回のこういう機会に、ほんとうに積極的にそういうことが望ましいわけでありまして、人員、機能その他において可能ですか。そういう点は本格的な総合農政の指導体系の中に入るわけですから、そういう指導的な立場として、いままでの職員がそういうかまえてやっていくことが可能かどうか、その点はどうですか。

○岩本説明員 統計が重要なことは先ほどお答えしたとおりでございますが、仕事が非常にじみじみしておりますために、世間から見ると、何をやっておるのかよくわからないという面があったと思っております。こういうことになりました原因を考えてみますと、終戦後の組織ができて以来、国の農政を進めるために必要な資料をとるということ、大義名分にしまして、ナショナルベースの全国単位の統計をとることに重点を置いていた、そのための活動を全組織をあげてしておったわけでございます。まして、調査の方法としては、少数標本調査という方法をとっておりますために、そのとりまいた統計の結果が市町村とか郡とかといったような小地域の役にはあまり立たないんじゃないか。また、そういう小地域関係の統計がとれないというところに、地方庁との結びつきが薄れていく原因があったと思っております。そこで、今回の改正法律案によりまして、地方農政局の傘下に入れますことによりまして、その辺を少し是正していきたい。いわば、地域統計といいますが、中央の統計と別の概念の地域統計という、この新しい分野を開きまして、そちらに活動の重点をある程度振り向けることによりまして、市町村別なり、あるいはもう少し県内を幾つかに割ったような小地域単位の統計をとることにによりまして、地域の農政に役立つような統計組織にしたいというのが、今回の改正案の提案理由でございます。

そういうふうに、組織としてやり方を変えますとともに、統計活動のしかたも新しい時代に即して近代化をしてまいりたい。機動力の充実なりあるいはコンピュータの活用等によりまして、集計の機械化を進めるといったようなことで、より少ない人員でその所期の目的が達するようなことを考えてまいりたい、こういうふうに考えております。したがって、現在、一万二千名近くの人員がおりますけれども、これを多少減らしまし

ても、そういう所期の目的が達成できるような運営にしたいと考えて研究中でございます。現在、行政改革三年計画のもとで、ある程度人を減らすことが要請されておりますので、その統計の使命に支障のない範囲内において、そういう人員の削減にも協力したいというふうに考えております。

ただ、さらに行政監視委員会の民間の委員の方々が勧告を出されましたような、統計組織は年間九十日しか働いていないとか、要らないんじゃないか、地方に移したらどうかといったような考へ方は、私は反対でございます。そういう実態でもないし、また、そういうことは認識が十分でないような点から出た御意見じゃないかというふうに考えておりますので、先生の御指摘のとおり、多少人は減りましても、合理化を進めることによりまして地域統計の作成という任務に邁進したいというふうに考えております。

○堀谷委員 私の申し上げたいのは、実は、食糧統計はたいへん功績があったとは思っております。そして全国統計という基本的な作業にも長年従事して、統計調査なくしてはならないわけですから、相当な貢献はしてきたと思っております。その認識というものは、これは民度が低いから統計なんというものは要らぬというような感覚もあるかもしれないが、目に見えないじみじみした仕事として非常に貢献はしてきたと思っております。しかし、どうしても全国統計であり、また、官庁統計というものは正確を期するとともに全くタイミングをはずしてしまふ。非常に激変する経済の中で、いまごろこんな統計を見たところで何の役に立つかというように、なことが問々あったわけですね。そういう点等、それから、いまお話しがあったように、地方官庁あるいは農協等との合同作業というよりなもの、もっと統計職員というものは訓練されておりますから、相当な事務能力を持っております。おりますが、それがどうもタイムリーに活用されてない。今度地方農政局へ入ったことによつて、総合農政のこの難局にあたって、思い切つて脱皮

まして、私どもの部内に研究会と申しますが、委員
会をつくりまして、関係者を集めて鋭意検討いた
しまして、統計整備の計画というものを目下立案
中でございます。いままで情性でやってまいりま
した統計を、新しい総合農政の展開という政策視
点に立って洗い直してみても、今後の新しい方向に
即した統計体系にするように努力検討しておる最
中でございます。その基本的方向は、一つはナ
ショナルベースの全国統計にはかり従来力を入れ
ておりましたのを多少改めまして、少しそちらの
やり方を合理化することによりまして、ブロック
単位といえますか、あるいはその下の県単位な
り、できれば町村単位というような小地域の統
計がとれるような統計のとり方をやってみたいと
いうことで研究中でございます。そのためには、
従来やつておりましたサンプル調査と申します
か、少数標本調査だけではだめでございます、す
もっとほかの調査方法も導入する必要があります
ので、そういう調査方法の改正も加えてまして検討
中でございます。それで、仕事をやっていきます
中心は、やはり総合農政でございまして、米の
生産調整を中心としまして、畜産なり果樹なり、
その他の部門の振興ということを頭に置きまし
て、それらの政策の参考となるような統計活動に

重点を置き、特に流通関係におきましては力を入れるという方向で整備案を検討中でございます。多少人は減りましたがそういうことが確実にできるような統計体系を打ち立ててまいりたい、かように考えております。

○笠岡委員 委員長ありがとうございます。

○天野委員長 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山口敏夫君。

○山口(敏)委員 佐藤総理に対するわが党の水田

政調会長の質疑の中でも、行政改革の問題は何本かの柱の一つになっておるわけであり、これは、非常に国力、民力というものが充実し、ますます高度化社会になるに従って、国民生活の中における行政問題というものは、あらゆる角度から検討、また合理化をされていかなければならないわけであり、特に政府といたしましては、過般の総選挙の中におきましても、ことしは内政を充実するのだ、こういうことをいっておるわけであり、われわれの立場からいまして、国民生活を優先した政府、国民生活を優先した政治というものを積極的に押し進めていくためには、やはり福祉の増進、こういったものに伴う行政運営の効率的な推進が必要ではなからうかというふうに思ふわけであり、ところが、よく新聞の活字にもありますように、官僚天国とかあるいは官僚日本という極端な表現で出されているように、わが国の長年の歴史的な、あるいは伝統的な社会の中において、どうも国民生活の中における行政じゃなくて、行政機構の中における国民生活という面も出てくるような点もあるわけであり、そういう点において、特に今回は、政務次官も長官もともども長い間役所におられたわけであり、そういう中、そういう中における経験を今度はプラス面に生かされて行政改革等に対して真剣に取り組んでいただいておるわけであり、その基本的な姿勢からまずお伺いをしておきたいというふうに思います。

○黒木政府委員 ただいま山口委員から御質問がございましたが、私も長年行政に關係をしておりまして、今般新たる立場から政府の行政に参与するようになりまして感ずるところが多いのであります。国民の奉仕に徹するのが行政の本旨であらうと思ひます。したがって、先ほど御意見にありましたように、官僚の独善とかあるいは官僚主義とか、そういうことを厳に慎まなくてはならぬということは全く同じ考えでございます。

ます。

そこで、行政はいつでも簡素で能率的でなくちゃならぬ、国民の負担の軽減に資さなくてはならぬ、と同時に国民の奉仕に徹しなくちゃならぬということが一番肝要なことではないかと思ひます。また、このことが最近では国民各階層から強く期待されておるようであり、先般の衆議院の本会議におきましての行革につきましてもいろいろ御議論も、そういう趣旨からの御質問であつたと思ひますが、政府におきまして、この行政改革につきましては、五年ほど前に臨時行政調査会の答申がございまして、この答申を尊重しながら国民の奉仕に徹する行政の実現を期して、その簡素、能率化につとめてまいつたわけでございますが、ただ、御意見にありました行政改革というのは、戦後の歴代の内閣がたびたび試みましたが、常に多くの困難にぶつかりまして、なかなか期待に沿うような成果をあげ得ないという実情でございます。また臨時行政調査会の答申も、この内容が非常に広範、多岐にわたりますし、また現行制度の根本に触れる問題が多いために、短兵急にその実現はむずかしいのでありますけれども、しかし現在各界、各層の強い要望もあり、また行政の本質からして、政府としても、重要な政策の一つとしてこの行政改革あるいは行政の能率化に取組んでまいつたわけでございます。昭和四十四年度に行政事務及び行政機構の簡素合理化を主眼とする行政改革の三年計画というものを立てまして、目下計画的にこれが実現に邁進しておる次第でございます。

また、この行政改革の手始めと申しますか、最初の仕事としては、行政事務の簡素化という問題がございまして、これにつきましては、今国会に御提案申し上げております許可、認可等の整理に關する法律案を提案いたしておるのであります。また行政改革の一つの柱でございまして公務員の定員管理につきましては、先般の六十一国会で成立を見ましたいわゆる総定員法の運用というものを、先ほど申しました趣旨にのっとり、新しい

行政需要もございまして、弾力的にこれを運営してまいる。と同時に、三カ年五割の定員削減措置によりまして公務員の数を減らして、少数精鋭主義でまいりますとともに、新しい行政需要に應ずる、こういうようなことを考えておる次第でございます。

○山口(敏)委員 非常に多岐にわたるといいますか、新しい一つの社会形態の中で、いろいろな法律の面からいっても、また行政需要の面からいっても、問題が提起されるということはわかりませんが、問題が提起されるわけでも、公務員の人件費だけでも三兆円ということは、わが国の国家予算の、これは半分以上は占めておられる、非常に膨大な数字でありますし、法律件数等においても三千数百件という法律が、逐次出されて審議され採決されている。これは実際の話で、われわれがたとえ国会が終わってくにへ帰って報告会をするという形においても、われわれ自身も、国会の会期中に通つたすべての法案を熟知し、それをまた国民の方々に報告するということが非常に困難というか、たいへんな仕事なんですよ。こういうようなことがどうして——必要であるということをいふはそれまでですが、何となく法律をつくるために法律をつくつておるという印象も、われわれはぬぐいきれないわけですよ。ですから、やはり行政改革の中において、新しい法律がどんどんできることに對して、他方時代の中において必要がなくなつた法律とか、また公園等の問題も当然あると思うのですけれども、そういうものは一向に減つていない。その辺の調整といいますか、バランスといいますか、は、行管庁としてはどういう形で処理をなさつておるのか。

○黒木政府委員 山口委員のおっしゃる通りに、確かに国家公務員の数が戦後激増を見ております。また法令も戦前と比べると膨大な立法の結果をもちましてありますが、戦前は、法律という

のは、立法事項というのは、国民の権利義務に關係することを主として規定をする、また公務員というものも国民の権利義務に關係のあるものを所掌するために任命されるというふうなことでございまして、戦後英米流の行政の思想が入り込んでまいりまして、立法事項というものが範圍が非常に拡大いたしました。国民に対するサービスにつきましても、特に国会が最高機關でありまして、国会でおきまになるということが法律事項になってまいり。また公務員というものは、権利義務の關係のみならず、いろいろ国民に対するサービス、あるいは簡易な、単純な事務を担当するものも公務員になってしまふ。従来囑託制度とかいうようなものがございまして、最近では全部任命制度、公務員にみんなしてしまふ。こういうふうな英米流の行政の仕組みが採用された結果の一つだと思ひますが、公務員の数が非常に膨大にふえてまいりました。本年度、昭和四十五年度、私も実際に体験をしてびっくりしたのであります。各省の国家公務員の増員要求が一萬九千名ぐらゐでございます。これは例年より一萬名、一萬名をこす国家公務員の増員の要求があつたのださうであります。それに対して、いゝゆる総定員法が制定される以前におきましては、一萬名ぐらゐの増員を認めざるを得ないというふうなことがあつたやうでございます。そこで六十一国会で成立をさせていたいただきましたこの総定員法ができました機会に、三カ年間で国家公務員を五割削減をするというふうなことで、この増員の審査をいたしました結果、ことしは一萬九千名の増員に對して、増員は一切認めないで逆に結果的には千名余りの減員になった。これは私は、實質的な行政改革の功を奏したのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。今後、行政改革の進む方法として、こういうやり方をひとつ推進してまいりたいと思ひております。

それから、御意見にありました法令の数が多いは、先ほど申しましたような英米流の考えの行政でございまして、法令の数が多いたけ国民に

よろしいというより、な条件をつくる。たとえば退職金を大幅に引き上げるとか、あるいは戦前やつておりましたような待命制度を考へるとか、こういう公務員制度の基本に触れるような問題に取り組みまして、退職しやすいような、あるいは配置転換がしやすいような環境づくりもやはりやらなくてはならぬのではないか。そういうことで、いま検討を具体的に進めておるところでございまして。

○山口(敏)委員　あるいはたいへん誠実な形になると思ひますけれども、むしろ配置転換されにくい、また退職しにくい環境を求めて入る人も、役所の中にはこれは非常に大ぜいいると思うのです。

といいますのは、たとえばわれわれの仲間を見

堅実な人が多いわけですね。そういうような中において行管庁のほうで一生懸命配置転換やあるいは退職金等の問題も含めて合理化を進めていくということなんですけれども、実際上非常に困難な問題が伴うわけですね。やはり定員をふやさないで必要な機構に必要な人を送り出すということですね。たとえば特許庁の問題一つを見ましても、これは申請をすればあすにも検討しなければならぬ、あるいはきょうにも検討しなければならぬ、ということのような事例がたくさんあるわけです。それがたとえ三年もあるいは五年もかかる。特にこういう情報化社会とかあるいは創造性を尊重する社会の中において、ああいった行政事務というものが事務的に非効率なために、非常に国家的な損失もある面においては多分にあるわけでありまして、たとえば、すでに国民の足ともいへべきタクシ－の問題にしても、乗車拒否であるとかあるいはタクシ－料金の値上げであるとか、いろいろいわれておるわけでありまして、われわれからいわせれば、個人タクシ－等もほとんど大幅にふやして、良心的な運営あるいは営業というものゝを拡大することによって、悪いほうの事例を押し包んでいくという形をとらなければならぬ

い。しかしそういう面においても、行政事務が円滑に行なわれてないゆえのしわ寄せを国民生活の中にずいぶん及ぼしておると思うのです。この辺の努力は具体的にどういう形でなされておるかということもひとつお話し願いたいと思います。

○黒木政府委員 行政の簡素化あるいは配置転換等につきましては、単純な業務に關係をしておる公務員につきましては、住宅問題とかあるいは子女の教育の利便の問題とか、そういうことで案外困難性は少ないかと思つておりますが、これは各省庁の内部において、現に例の三カ年、五割削減ということで、新規需要に対しては不急不要のところから配置転換をしていくことを現にやり、われわれもそれを進めておるわけです。特に、増員の必要ももちろんあるわけなんですが、増員が、そういう場合には必ず実質上の増員にならぬように配置転換でそれを補つていくというたてまえでございまして、また、本年度の国家公務員の増員要求の審査につきましても、閣議決定でそういう方針で臨みますが、これは成功いたしておると思うのでございまして、ただ、御発言にありまして特許庁のような専門業務といいますが、これはそう単純に右から左に転換するわけにもまいりませんし、相当な訓練なりあるいは本人の経歴なり素質なりの問題もございまして、これは非常に困難な問題に属する問題ではないかと私思うのであります。しかし、それとも各省庁におきまして、いまは三年、五割でございまして、これがたとえはアメリカ方式に三年、一〇割というよりなことになるかと、各省は真剣に部内の配置転換を考へなくちやならぬということになると思ひますが、そういうやり方は今後続けていかなくちやならぬわけでありませう。

そこで、三カ年で五割の定員削減ということで現在実施中ですが、これが済みましたあとでどうするかということ、これは各省庁の機関別調査と申しますか、三カ年、五割削減後の各省庁の仕事が一体どうなっておるか、あるいは人

員の配置がどうなっておるかというよりなことを調査をいたしまして、それに基づいて新しい方針を立ててまいりたいと思つておるわけでございます。

それともう一つは、先ほど行政改革はやはり公務員制度の根本に触れなければならぬではないかというところを申しましたのは、たとえば先ほど申しました権利義務に關係することはやはり公務員の必要があるが、たとえば自動車の運転をするとかあるいは単なる事務的なものに従事する役人さんまでほんとうに公務員にしておかなければならぬかという問題がございまして、これは臨時行政調査会の答申にもありましたように、民間事務委託と申しますか、そういうことの運用によりまして解決をしたらどうかということ、いま検討しておるところでございまして。

○山口(敏)委員 時間の關係があるものですから、アジア統計研究所が今回東京に設置されることになった設置目的等の質問を先にしておきたいと思つておるわけでも、このアジア統計研究所の設置の目的と、それから、エカフェの中において日本になぜこれが持つてこられたか、その辺の経緯を御説明願ひたいと思ひます。

○黒木政府委員 実は行政管理局が今度設置法の改正の御審議をお願いいたしておりますのは、御質問にありましたアジア統計研究所を今回行政が所管するようになったからでございまして、実はエカフェと申します国際連合アジア極東経済委員会というものがございまして、ここでたびたび会議をおやりになりまして、このエカフェの域内の諸国の社会開発計画というものがどうもうまくいかぬ、はかばかしいかぬ、その原因の一つがやはり統計の不備にあるのではないかと結論になりまして、統計職員の数不足といふものをカバーしなければならぬ、そのためには、実はわが国の統計といふのが世界に冠たるものでございまして、こういうような統計職員の養成なり研修といふものは日本にお願いするのがよからうというよりなことで、エカフェで日本にアジア統計研究所

といふものの設置をいたしたいという申し出があったわけでございます。また日本といひましたし、国際経済協力といひますか、その基礎になる国際的な技術協力を進める必要があるというよりな見地から、この研究所の設置というか、わが国への招致を意思表明をいたしまして、昭和四十二年の四月に東京で第二十三回のエカフェの総会がございまして、ここでこの統計研究所を日本に設置ということが決定をされた、こういういきさつでございまして。

○山口(敏)委員 これは外務省と行政管理局のどっちが——やはり行政管理局のほうでやるわけですか。

○黒木政府委員 実は行政管理局の所掌事務の中に「国際統計事務の統轄」を所掌するということとございまして。それともう一つは、国内の統計に關する総合調整機能といふものを行政管理局で所掌いたしておるわけでございます。

そこで、このアジア統計研究所をどこで所掌したら適當かという場合に、先ほど申しましたような行政管理局の所掌事務から行政管理局が適當ではないかということ、各省と話し合ひを終わつたわけでございます。外務省との關係は、こういうような外国との協定をやりますとか、そういうよりな準備事務的なことは主として外務省を通じてやりまして、実際に行政管理局としては、このアジア統計研究所の設置なりあるいは運営の協力等につきまして権限を持たされる、こういう設置法の改正の内容でございまして。

○山口(敏)委員 これは直接的にアジア統計研究所と關係ないのですけれども、ひとつ参考までに伺ひたいと思ひますのは、最近情報公害とかいろいろな新しいことは出ておりますけれども、統計技術といふものが日本は相當進んでおる、それゆゑにエカフェの諸国から日本に設置して研修したいという要請が出ておるわけですが、民間、政府を問わず、一つの統計の中から生まれた資料とか、いろいろなデータとか、国民の動向

とか、情報とかいふものが発表されるわけですが、われわれが見ていて、同じような意識調査をしていながら、結果は、全く逆といふことはないですけれども、相當な違いがあるような問題が出てくるときが多分にあるのです。統計の専門家に聞きますと、問題の出方、たとえば一問と五問とを逆に入れて出すと、出てくる結果が多違つてくる、こういう統計をとるためのテクニックの中における操作といふものが多少できるような話もわれわれ聞くことがあるのです。これは直接行政管理局の問題ということでないけれども、情報公害とかいろいろな面から考へてみた場合に、これから、そういうデータから考へてみた場合に、啓発といふものがあらゆる機会を通じて出てくると思ふのです。それに対するチェックという用語があまりよくないけれども、一つの適切な統計、適切なデータといふものに対するコントロール的な作用といふか、その辺は、たとえばこういう研修やなんかをする中においても、こまかい問題ですけれども、どういふ形で対処していくのか。また、いわゆる全般的な日本の国民生活の中におけるそういう統計、国民生活と統計という問題に対して、日本の統計技術が世界に名だたるものだと、行政事務次官のことばからして、どういふ姿勢でこれと取り組むのか。その辺の基本的なことをちよつと伺ひたいと思ふのです。

○黒木政府委員 実は私も統計をつくり、統計を使うことでめしを食つてきた役人を経験いたしました。統計といふのは、御承知のように英語でいへばスタティスティクスといふのですが、これは國を治める、經國という意味だそうでございまして。私は、今後わが國が科學國家と申しますか、科學的な政治を取り入れるといふことを目標にいたしておるからには、統計といふものを非常に重視しなくちやならぬと考へておるわけでございます。

そこで、行政管理局には、一省一局削減以前には統計基準局といふのがございまして、現在はみづから局を削除いたしまして統計主幹といふもの

に変わっておりませうけれども、わが国の国内の統計の基準をつくるか、あるいは各省がばらばらにやっております統計の総合調整をするというような権限を持たされておるわけでございませう。山口委員のおっしゃる通りに、確かに各省庁の統計のやり方も、あるいは調査のしかたもばらばらでございまして、これは確かに、今後いろいろ電子計算機を利用しなければならぬという情報化時代には、基礎になる統計のデータあるいは統計のやり方がばらばらでは各省が利用することも不可能になります。そこで、今回の昭和四十五年度の予算でも、行政情報のシステム化といいますが、これは統計資料等を電子計算機にかける場合に、各省庁ができるだけ共同化ができるように、電子計算機同士の利用をコンバーターをつけてやろうというような予算措置もいたしまして、いま御審議を願っておる最中でございます。そういうことで、御説のように各省庁のばらばらな統計調査をできるだけ総合調整をし、あるいは統計基準というようなものをつくりまして、御趣旨に沿うように今後とも努力を続けてまいりたいと思っております。

○山口(敏)委員 このアジア統計研究所、これはエカフエの加盟国といいますが、全部参加して、いわゆる民族イデオロギー的なトラブルとかそういうものは一切ないわけですか。
○黒木政府委員 これは、エカフエに加盟しておる国は、この研究所をおそらく全面的に各国とも御利用なさるというのを期待をいたしておるものであります。またエカフエの域内諸国も積極的にここを活用したいというようにございまして、いまのところ、宗教とかいろいろ民族、風習等の差異にかかわらず、各国協力してうまくいくのではなかろうか。わが国といたしまして、こういうことが経済協力のむしろ基礎でございまして、国際親善の基礎でございまして、確かにそういう懸念もございませうけれども、そういうような宗教なり習慣なり—アジアは一つとはいってしましても、歴史的にもあるいは民族的にも宗教的にもいろいろ違いがございませうから、アジアのエカフエ

加盟の域内の国々の特殊事情を十分に私のほうでも把握しながら、各国の研究所を利用する人たちに不愉快な気持ちを持たさないように、喜んで研修なりあるいは養成に参加してもらいように、運営に心してまいりたいと思っております。

○山口(敏)委員 そういった統計研究所等の問題も含めて、わが国がアジアの地域諸国に対するお手伝いをするということ、たいへんけっこうなことだと思っております。これは、これはその目的をどんどん進めていただいで、有効な効果をあげていただくことをお願いしたいと思っております。

また行政改革の問題に戻りますが、ことしの予算の中にも、特殊法人あるいは公団等の設置が何点も見られたわけですが、一応政府としては、そういうものは一切認めないという形でやっておるわけですが、それがしばしば破られるというような形になっておるわけですが、これはそれがどうしても必要な形という形よりも、政治的な面においてその均衡が破られるということが感じられるわけですが、たとえば今度の四国に橋をかける問題にしても、率直な話が、一本やそこらは、本土と四国を結ぶことによつて経済圏の拡大につながるからあれですけれども、四国と本土との間に三本も橋をかけるということは、実際の話が気になります。その地区選出の代議士さんからはいわれるかもしれないけれども、もつとやるべき仕事がたくさんあるのではないかと、いふふうに思われるわけですが、これはまたそれぞれの所管の官庁の仕事でありますけれども、私が申し上げたいのは、いわばそういう事務的なベースにおける官庁の方々の、大臣を中心とした政府の閣僚とかあるいは党幹部の方々がみずからその均衡を破るというように、なことに對する無力感、自分たちはそういう形で一生懸命行政の拡大あるいは特殊法人の申請許可等に対する問題に對しても取り組んでおるけれども、しかし実際は、最終的には政治的圧力で解決を余儀なくさせられる、こういうことに対する

不信感あるいは無力感というものが行管庁の中に出てくるということは、私は、行政改革を推し進める上においてもきわめて遺憾な現象ではないかというふうに思われるわけですが、これは、はつきり行管庁の中にも、もう政治的な解決でしかたがなかった、また大臣みずからも、自分の政治力でこの公団を新設させたんだということをPRする人もおるわけでありませうけれども、こういうことに対して、国民の側から問題を受け取った場合には、やはり公団の必要性あるいは価値感という以前に、何か不明朗な力関係というものの、非常に誤解を生みやすいと思つて、その点に對する——これは政務次官の役所のあれにとらわれない、また行管庁長官も含めて、どういう形で政治的な責任をいいますか、処理をいいますか、そういうものを感じられ、また解決したいというところなのか、そこら辺の姿勢をお伺いしたいと思つておるのです。

○黒木政府委員 特殊法人の昭和四十五年度の審査につきましては、閣議に基づきまして審査方針がきめられたのであります。これによりまして、新設は厳に抑制するということでございます。行管としては、この閣議決定の線に沿つた審査方針をきめ、それに基づいて事務的に処理をしたのであります。ほとんど新設は認めず済んだわけだと思つておるわけですが、ただ御発言にございまして、たまたま確かにあります。しかし、新しく認めたというよりも、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドといいますが、何か一つつぶして身がわりを持つてこなければ認めないという原則は、ほとんど貫けたと思つておるわけでありませう。ただ、そういう見返りのものがない、スクラップするものがないという省がございまして、その省の申請につきましては、実は、たとえは農業者年金の基金、これは農林省の關係であります。あるいは厚生省の心身の障害者の協会、こういうものは強制設立と申しますか、法律に基づきまして設立をして、強制的に加入をせしめなければ目的が達成できない、あるいは公務員

と民間人との人事の交流をやらなければ、この施設が運営できない、こういうことで、どうしてもやはり特殊法人の強制設立、強制加入というような方式をとらざるを得ないというもので、身がわりのないものは、これはやむを得ず認めざるを得ない。これは新しい必要ない行政需要でございませうから認めたわけでございます。

それから、本州四国連絡架橋公団の問題でございませうが、これも従来たびたび、どこにかけるか、いろいろ技術的なことで関係省が協力をしてきたのであります。いよいよ実現の段階になりますと、単に各省の、あるいは各特殊法人間の連絡調整では不可能になった、もつと責任体制をしっかりとしないという判断の結果、行管として認めざるを得なかったわけでございます。決して政治的な圧力で認めざるを得なかったということではない。われわれ事務当局としても、これはやはり現在の段階では責任体制を明らかにし、調査が一応済んだ段階では、関係特殊法人が相互協力をするということだけでは、この大事業をやるにはふさわしくない、こういうような判断に基づいて認めたわけでございます。

○山口(敏)委員 四国に橋をかける公団がそうだと、いうことではなくて、要するに、しばしばそういう問題が一つの話題となつて、政治的なベースによつて新設をされたというように出てくるわけでありませう。その点特に行管庁においては、やはり行政改革という一つのしきの御旗のもとに断固として取り組んでもらいたい。そういう強い姿勢を特にお願いしておきたいわけでありませう。

行政改革というものは、これは国民の方々の一つの悲願でもあります。効率化あるいは効率化、サービス化という点において、行政に対する不満というものは、実際の話絶えないわけでありませう。政府も、中央地方を問わず、それぞれ各関係団体が一生懸命やっているし、また行管庁としても、こういった困難な問題に取り組んでいると

いうことも、よく理解できる面もあるわけであり
ますけれども、この中において、国民の側からす
ると、なかなかそれが進んでいないような印象も
非常にあるわけです。これは具体的な問題ですけ
れども、この二十数年の間において、特に国
の、あるいは地方の行政運営の中において、こ
ういった行政庁としての一つの指導理念といえ
ますか、それに基づいて国民生活の中にこうい
うメ
リットがあったというふうな話も多少聞いておき
たいと思います。

○黒木政府委員 行政管理局設立以来何をや
ったか、いかような成果をあげたかということが御
質問にありました。これは国民にもお知らせし、
御了解を願わなくてはならない大事な点だと思
いますから、いままで行政管理局が行政制度な
り、この運営の改善につきましたもたらしました成果
について御報告申し上げます。

第一は、行政機構あるいは国家公務員の定員及
び特殊法人の管理の面でござりますが、中央省庁
の内部部局につきましては、昭和四十四年度には二
百十二ございしましたが、四十四年度には二百七
に減じました。それから審議会等につきましては、
四十四年度には二百七十八に減じましたが、四
十四年度にはそれが二百四十一に減じました。そ
れから特殊法人につきましては、三十八年度から設
置及び制度の改正等について審査を行なつて、増
加を抑制するということを先ほど申し上げました
が、その実績としては、四十二年度には九法人の
整理をきめております。そして現在までに五つの
法人の廃止統合を行ない、一つの法人の財務の再
建整備を実施中とございます。それから定員につ
きましては、三十七年度までは、自衛官等を除き
まして、おおむね先ほど申しましたように、毎年
度一人余りの増員を見ておりましたけれども、
三十七年以降定員の不補充という措置をとりました。
それから既定の定員につきましては、三十九年
間五割の削減を実施してきたのでありますが、昨
年はいわゆる総定員法の制定によりまして、総定
員の削減に努力してまいりました。その結果、前

年度に比しまして、四十四年度は千七百七人の減
少、四十五年度は九百二十一名の減少を見る予定
とございます。

次に、行政管理局としては、行政監察というこ
とをやっておりますが、これも行政改革の推進に
資するというのが一つの目的でございます。行政
監察の改善あるいは行政改革に資してございま
す。たとえば特殊法人の調査の結果に基づきまし
て、愛知用水公園など五つの特殊法人を整理統合
いたしました。それから補助金行政の監察を行な
いまして、各省に勧告を出しまして、補助金の廃
止が九件、約五億九千万円の国費の節減を行な
うなどの効果をあげております。

それから、先ほど申し上げました行政相談は、
この数年間毎年十二万件を受け付けてございま
す。また各省に窓口を設けまして、民主化及び行政運
営の改善に努力をいたしておるところでございま
す。

○山口(敏)委員 私は、いま行政庁のPRの手伝
いをしたいということではなくて、やはり行政の
問題というものは、何をやっても、要望しても、
あるいは臨時行政調査会とかあるいは行政監理委
員会とか、あるいはそれぞれにおける行政サービ
スの問題にしても、非常にのれんに腕押し、非常
で、もう、一つの機構、組織の中に人も埋没して
まうし、法律もその中に埋もれてしまふし、非常
に血の通った行政とか国民の望むところの能率化
あるいは合理化、配置転換等も含む迅速な行政機
構というものが期待できないのではないかと、一
つの絶望的、マンネリ的な雰囲気というものが
非常にあると思うのです。そういう中において、
非常に困難な問題であるという形で解決ではな
くて、あるいは回答ではなくて、やはり困難であ
るけれどもやっておるんだということの一つの期
待感の中から、われわれも行政改革というものを
さらに進めていかなければならぬというふうな気
持ちを持つという意味において、いままで一つの
事例というものを御報告いただいたわけでありま
す。

私は、資料の中で一つ非常におもしろいと思っ
たのは――主流にあらざる立場から言うわけでは
ありませんけれども、佐藤内閣の功績は、沖繩返
還ただ一つだけであつて、あとは何もないじゃな
いかと思つておつたところが、特殊法人や何かの
設置、承認数を調べてみますと、一番少くはない
わけでありまして、一応ほかの内閣に比
べますと、非常に頭を押さえているという感じがあ
るわけですね。一番多いのは、おられませんか
ども、荒木長官のもとおられた池田内閣のとき
が、新設三十五というふうなことで改組一、佐藤
内閣は、新設が十八、改組は八、廃止が四という
形になっておるわけでありまして、廃止四
は、もつと廃止する予定だったのじゃなかったで
すか。

○黒木政府委員 これは、先ほど御報告に申し上
げましたように、廃止はいままで五法人の廃止を
し、これから予定しておりますのが三法人でござ
います。

○山口(敏)委員 そういうことで、やはり奮勇を
ふるつてもらつて、これは具体的に一つ一つ行政
のマンモス化に対して立ち向かつてもらわなけれ
ばならないと思うわけでありまして。そういうふう
な意味合いにおいて、日本のこういつた新しい一
つの発展的な段階の中においての行政庁の使命と
いいますか、立場というものは、きわめて国民生活
の中においても重大な位置づけをされておるわけ
でありますから、ひとつそういう面における――
政府の当然の義務でもありますし、やはりそれを
執行する上において行政庁の御努力をさらに要請
し、困難な中においても前向きな姿勢をお願い
し、また最終的な、基本的な今後の方針をお伺い
して、時間でございますので質問を終わりたいと思
います。

○黒木政府委員 行政改革はなかなか困難でござ
います。先ほどおほめを賜りましたが、特殊
法人の新設なり廃止の問題も、歴代内閣中佐藤内
閣が最も廃止、整理の成績をあげているという御

指摘で、たいへんありがたう思いました。が、同
時に、実は国家公務員のいわゆる総定員法の成立
と三十九年五割の削減というものは、行政改革のじ
みちな方法でありますけれども、歴代内閣にない
非常な成果ではないか。いままで一万九千名も増
員の要求があつて、一万名もふやしてござりました
国家公務員を、全然ふやさないで、かえつて千名
程度削減に成功したといたしたい点だと思つて
は大いに評価をしていただきたい点だと思つて
あります。そういうふうな行政管理局としては、
じみではございますが着実に、はなはだしくは
ございせんけれども、行政改革の実績はあつた
がある。現在の行政改革のやり方では――やはり立
法府の行政府に対する優越性というのが、現在の
憲法では保障されているわけでございますから、
立法府の方々の御協力なりあるいは御指示により
まして行政府のほうを奮勵いたしまして、国民
のための簡素な、能率的な政府がござりますよう
に今後とも御協力を賜われればあわせてございま
す。

○天野委員長 いま行政管理局長官がすぐお見え
になりますので、そのまゝお待ちください。

○伊能委員 それでは、その間私からちよつと関
連して。
いま同僚山口委員から、最近の政府の行政の簡
素合理化の経緯と成果について、いろいろお尋ねが
あつたようですが、実はわが党では、先般本会議で
水田政調会長が、行政機構の簡素合理化について
質問をされ、総理大臣みずから賛意を表され、今後
も努力をする、こういうふうな力強いお話があつ
たわけですが、いま簡素合理化の成果を大いにア
プリシエートしてくれという政務次官のお話であ
りました。遺憾ながら来年度の予算はともア
プリシエートしかなるような――ことに特殊法人
乱設とまでいふかなくとも、従来に比べて多く
設けられていくかつていふことになっているといふこ
とは、私も自身努力の足りない点も遺憾とし、
政府だけの問題ではないと思つたのです。実は先
般の行政監理委員会、最近の行政監理委員会と

しての方向を出され、これについては、従来の臨調の調査に關連をさせ、今後の行政監理委員会としての方向も出されたと思うのですが、政府は政府として、あるいは行政監理委員会の意向であらうと思ひますが、今後政府としては——ちやうど大臣お見えになりましたが、行政の簡素合理化の方向を、人間、組織両面においてできるだけチープアドミニストレーションといふかっこうに進めていかなければならぬ。これにはもちろん国民の協力が第一に必要であらうと思ひますが、私どもは、いま政務次官から言われた、行政の簡素合理化について現内閣は最大の努力をしておるといふこともよくわかりますが、さらに一そうこの問題に大きく拍車をかけていただくには、組織と人——人は、いま政務次官からふやさないで、千人程度削減の実績をあげるに至つたというわけですが、いま行政も食糧問題やらその他いろいろの問題で転機に向かつておることもかなりあるうと思ひますので、今後の行政管理庁としての行政の簡素合理化の基本的な考え方をひとつ大臣からこの際明らかにしていただければ非常にありがたいし、われわれもまたそれに向かつて協力を申し上げたい、かように思ひます。

○荒木国務大臣 不意に何いまして、御質問の内容が十分聞き取れなかつた点もありますが、行政の改革と申しますのは、一言にしていへば、簡素合理化といふことに尽きるかと思ひます。その意味におきましては、総定員法を活用しまして定員の増加を極力抑制し、また、機構等につきましても、その線に沿つて、あくまでも行政サービスを下下させないで、しかも行政を合理化していくという線に立つて極力簡素合理化の線を貫いていくということに尽きるかと存じます。

○伊能委員 これは長官にお尋ねすることが適當かどうかと思うのですが、せんだつての行政監理委員会における意見の発表等を見ても、どうも行政監理委員会は、長官が委員長であるという形が適當であるのかどうか。これは私も外から見えておるとわかりませんが、現実にその責任の衝に当たつ

ておられる長官並びに事務当局においては、かつての臨時行政調査会のような形で、長官は監理委員会の外にある、監理委員会の適切な意見を取捨選択するほうが適當なのかどうか。最近の行政監理委員会の組織について私どもははつきりした意見を出しかねておりますが、行政管理庁としての感觸は、失礼ですがどういふものでしょうか。

○荒木国務大臣 せんだつて行政監理委員会の委員の方々が委員長を抜きにして意見を發表されました。これは民間有識者としての立場に立つての認識を披露されたことだと思ひます。さりとて、監理委員会の委員長を兼ねております行政管理庁長官が、その外にあつたからといって、これを等閑視すべきことではなくて、民間の有識者の意見に基づき意見としてこれを受けとめ、これを一々執行部としていかに考えるべきかを検討し、その適切なるものは取り上げて実行に移してみせるといふ覚悟を秘めて受けとめておるわけでありまして、外にいふと内によりと、結果的には同じようにあしらつていくべき課題と心得ております。

○山口(憲)委員 さつきちやつと聞き漏らしたのですが、たとえば統計事務とかあるいはコンピュータとか、いろいろさういふた電算機における資料収集について、道路工事や電話工事や水道工事と同じように、それぞれの官庁でそれぞれが自分の一つの行政的なPRの面に使つたり、あるいは行政を進めていく上の資料として使つたり、ばく大金をかけてやつておるわけですね。ああいう面において、たとえば電算機一つにしても、数十億にわたる各省庁における設置というやうな形に値する、非常に国家予算の面からいってもあるいは世論調査等においても、これは民間と各省庁とは違ひますけれども、少なくとも各省庁におけるさういふたデータ等は、行政管理庁のほうである程度一括して運営するわけにはいかないわけですか。

○河合政府委員 電算機がたいへんな勢いで官庁に入つておりました、昭和四十四年度現在で約百

五十セツト、さらに四十五年度予算が実現いたしますと百七十セツト台にのぼるかと思ひます。さういふ点から申しまして、電算機を集中的に管理して、政府でどこか一カ所で一元的に利用したらどうかというお考えが出てきておりますし、また、さういふお考えはまことにごもつともな点が多いかと思ひます。ただ、現在の状況におきましては、それぞれ各省庁は、所管の事務につきましかつておられ、それぞれの特徴ある仕事のいたし方をいたしておりまして、正直に申しまして、これが各省庁ともそれぞれ一〇〇%利用されているとは思つておりませんが、しかし近い将来にはこれはだんだんさういふことになつていく、さらに、さういふ分を上回つていくやうな、しかも臨時的な仕事が出るやうになつてまいりますと、その分につきましては、どこか一カ所にまとめるということはまことに合理的だと思ひますが、各省庁それぞれが恒常的な業務があります限りは、これはやはりそれぞれが持つておりますのが便利であるといふふに考えております。ただその際に各省庁の間の互いのデータを共同に利用するということが可能になるやうにいたしますためには、やはりそれぞれ各省庁でデータを分類したりいたします際のコードの統一がございまして不可能でございまして、さういふ意味でできるだけ共同利用ができるやうにコードを統一するという方向は現在からも研究しております。

○天野委員長 許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

- 目次
- 第一章 總理府關係(第一条—第三条)
- 第二章 大藏省關係(第四条—第九条)
- 第三章 文部省關係(第十条—第十一条)
- 第四章 厚生省關係(第十二条—第二十五条)
- 第五章 農林省關係(第二十六条—第三十二条)
- 第六章 通商産業省關係(第三十三条—第三十四条)
- 第七章 運輸省關係(第三十五条—第四十一条)
- 第八章 建設省關係(第四十二条—第四十七条)
- 第九章 自治省關係(第四十八条—第四十九条)
- 附則
- 第一章 總理府關係
- (質屋營業法の一部改正)
- 第一条 質屋營業法(昭和二十五年法律第五百十八号)の一部を次のように改正する。
- 第十五条第一項を次のように改める。
- 質屋は、前条の帳簿を、最終の記載をした日から三年間、保存しなければならぬ。
- 第十五条第二項中「前項の警察署長」を「營業所の所在地の所轄警察署長」に改める。
- (古物營業法の一部改正)
- 第二条 古物營業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項中「変更し、又は廃止し」を「又は変更し」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。
- 營業所の管理者を廃止したときも、同様とする。
- 第十九条第一項を次のように改める。
- 古物商又は市場主は、前二条の帳簿を、最終の記載をした日から三年間、保存しなければならぬ。
- 第十九条第二項中「前項の警察署長」を「營業所の所在地の所轄警察署長」に改める。
- (統計報告調整法の一部改正)
- 第三条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。
- 第十四条中「第五条第二項」を「第五条、第六条」に改める。

第二章 大蔵省関係

(日本専売公社法の一部改正)

第四十条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項を削る。

第三十三条中「繰延収入に区分し、その内訳項目は、総裁が大蔵大臣の承認を経て定める」を「繰延収入に区分する」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第五十条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項を削る。

(会計法の一部改正)

第六条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「調査決定し」の下に「政令で定めるものを除き」を加える。

第四十六条の二中「繰越の手続」を「繰越しの手続及び同法第四十三條の三に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担(以下「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という。)の手続」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第四十八条中「及び繰越の手続」を「繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続」に改める。

(物品管理法の一部改正)

第七条 物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「物品の管理に関する事務」の下に「(第三十九條の規定による検査を含む。次項において同じ。)」を加える。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第八条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条第一項第三号中「会計法」の下に「(昭

和二十二年法律第三十五号)を加える。

第五條第一項中「当該各省各庁所属の職員」を「会計法第四條の二に規定する歳入徴収官、同法第二十四條に規定する支出官その他の職員で当該各省各庁又は他の各省各庁に所属するもの」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、

同条第二項中「必要があるときは」を削り、「他の各省各庁所属の職員」を「都道府県知事又は都道府県庁の吏員」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第六條から第八條までを次のように改める。

第六條から第八條まで 削除

第十一條第一項中「債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ。)」を「第五條の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者(以下「歳入徴収官等」という。))」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は当該債権が他の債権管理官から引き継がれたとき」及び「次項に定める」を削り、同条第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「帳簿を備え」を削り、「記載し」を「帳簿に記載し」に改める。

第十二條中「債権管理官(第七條の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者を含む。以下次条第二項、第二十二條及び第二十三條において同じ。)」を「歳入徴収官等」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

(納入の告知及び督促)

第十三條 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く。)について、履行を請求するため、会計法第六條の規定によるもののほか、政令で定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

(納入の委託)

第十四條 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものについて、債務者が証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)により歳入の納付に使用することができ、証券以外の有価証券を提供して、その取立て及び取り立てた金銭による当該債権に係る弁済金の納付の委託を申し出た場合には、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであり、かつ、その委託に応ずることが徴収上有利であると認められるときに限り、政令で定めるところにより、その委託に応ずることができ

る。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者から当該費用の額に相当する金額をあわせて提供させなければならない。

2 歳入徴収官等は、前項の委託があつた場合において、必要があるときは、確実に認める金融機関に当該証券の取立て及び納付の再委託をすることができ

る。

第十五條中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に、「前条」を「第十三條第二項」に改める。

第十六條中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「第十三條」の下に「第一項」を加える。

第十七條から第二十條までの規定中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

第二十一條第一項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「債権を除く。」の下に「次項において同じ。」を、「履行期限」の下に「(履行期限の定めのない債権にあつては、第十一條第一項前段の規定による記載をした日)」を加え、同条第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第十一條第一項前段の規定による記載をした後相當の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。

第二十二條中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第十一條第一項前段の規定による記載をした後相當の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。

第二十三條中「歳入徴収官」を削り、「及び第二十二條第一号に掲げる者は」を、「第十二條第一号に掲げる者その他政令で定める者は、会計法第四十七條第二項の規定によるもののほか」に、「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

第二十四條から第二十九條まで及び第三十二條中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

第三十八條第一項中「第五條の規定により債権の管理に関する事務の委託を受けた債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、同項第一号中「第二十一條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

(割増金附貯蓄の取扱に関する法律の廃止)

第九條 割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)は、廃止する。

第三章 文部省関係

(学校教育法の一部改正)

第十條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第三項中「認可」の下に「(政令で定める事項に係るものに限る。)」を加える。

(私立学校法の一部改正)

第十一條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六十四條の二を削る。

第四章 厚生省関係

(社会保障研究法の一部改正)

第十二條 社会保障研究法(昭和三十一年法律

第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
第三十四條第一号の次に次の一号を加える。
一の二 第四條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(予防接種法の一部改正)

第十三條 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十八條中「百日せき、腸チフス又はパラチフス」を「又は百日せき」に改める。
(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第十四條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 組合は、第三項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
第七十條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十八條第五項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(医療法の一部改正)

第十五條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「寄附行為の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」

を加え、同条に次の一項を加える。

3 医療法人は、第一項の厚生省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
第七十六條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第五十條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正)

第十六條 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「及び後の住所地」を削る。

(覚せい剤取締法の一部改正)
第十七條 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「大蔵大臣と協議の上」を削る。

(大麻取締法の一部改正)
第十八條 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「大蔵大臣及び農林大臣と協議して」を削る。

(麻薬取締法の一部改正)
第十九條 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十條中「大蔵大臣と協議して」を削る。

(あへん法の一部改正)
第二十條 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八條中「大蔵大臣と協議して」を削る。

(社会福祉事業法の一部改正)
第二十一條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「定款の変更」の下に

「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」

を加え、同条に次の一項を加える。

3 社会福祉法人は、第一項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。
第八十七條第二号の次に次の一号を加える。
一の二 第四十一條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第二十二條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第三項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」

を加え、同条に次の一項を加える。

6 組合は、第三項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を当該行政庁に届け出なければならない。
第百零八號の次に次の一号を加える。

八の二 第四十三條第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(健康保険法の一部改正)
第二十三條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條中「規約の変更」の下に「(命令ヲ以テ定ムル事項ニ係ルモノヲ除ク)」を加え、同条に次の一項を加える。

健康保険組合ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル事項ニ係ル規約ノ変更ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ厚生大臣ニ届出ツベシ
第九十條中「第三十七條」を「第三十六條第二項(第四十二條ノ第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ届出ヲ為シ又ハ第三十七條」に、「又ハ処分」を「若ハ処分」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十四條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和

二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。
2 定款の変更(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
第五條に次の一項を加える。

3 基金は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
第二十四條に次の一項を加える。

2 基金の理事長又は理事が、第五條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときも、前項と同様とする。

(国民健康保険法の一部改正)
第二十五條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「事項」の下に「(厚生省令で定める事項に係る規約の変更を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 組合は、第二項の厚生省令で定める事項に係る規約の変更の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第百二十五條中「連合会が」の下に、「第二十七條第四項(第八十六條において準用する場合を含む。)」の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、」を加える。

第五章 農林省関係
(家畜商法の一部改正)
第二十六條 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「農林大臣が指定する者が行なうか又は都道府県知事が行なう」を「都道府県知事又は都道府県知事が指定する者が行なう」に改める。

第四條の二第一項ただし書中「同号の農林大臣」を「同号の規定により当該都道府県知事」に改め、同条第二項中「第三條第二項第一号の

農林大臣が指定する者又は都道府県知事」を「都道府県知事又は第三号第二項第一号の都道府県知事が指定する者」に改める。

(装師師法の廃止)

第二十七号 装師師法(昭和十五年法律第八十九号)は、廃止する。

(農産種苗法の一部改正)

第二十八号 農産種苗法(昭和二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二号第一項に次のたし書を加える。

ただし、農林省令で定める種苗業者については、この限りでない。

第二号第一項第五号中「命令」を「農林省令」に改める。

(林業信用基金法の一部改正)

第二十九号 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七号第三項に次のたし書を加える。

ただし、自治大臣の定める基準に該当する場合に、承認を要しない。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第三十号 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八号ノ二第五項ただし書中「農林大臣ノ許可ヲ受ケ」を削る。

第十三号ノ二ただし書中「農林大臣」を「都道府県知事」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第三十一号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第百五十三号第三項に次のたし書を加える。

ただし、自治大臣の定める基準に該当する場合に、承認を要しない。

(漁船法の一部改正)

第三十二号 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第七号を削り、第七号の二を第七号とする。

第十号第三号及び第二十七号第二項中「第七号の二」を「第七号」に改める。

第三十号中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第六章 通商産業省関係
(計量法の一部改正)

第三十三号 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六十四号第一号中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第百八十一号の八中「一年」を「三年」に改める。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第三十四号 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五号中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第九号中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十一号中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十二号中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第十七号、第二十一号第五項及び第二十二号第一項中「第十一号第四項」を「第十一号第三項」に改める。

第七章 運輸省関係
(海上運送法の一部改正)

第三十五号 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十一号に次のたし書を加える。

ただし、省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第十一号に次の一項を加える。

2 旅客定期航路事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

らない。

第四十四号の二を削る。

第四十四号の三第一項中「船舶」の下に「省令で定めるものを除く。」を加え、同項に次のたし書を加え、同条を第四十四号の二とする。

ただし、貸渡をしようとする場合においてその期間が省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

第四十七号の二中「又は第四十四号の三」を削る。

第四十八号第一号中「第十一号」を「第十一号第一項」に、「第十五号」を「第十五号第一項」に改める。

第四十九号第一号中「第十九号の三第三項」を「第十一号第二項(第二十三号の四において準用する場合を含む。、第十九号の三第三項)」に改める。

(離島航路整備法の一部改正)

第三十六号 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二号から第十六号までを次のように改める。

第十二号から第十五号まで 削除

(権限の委任)

第十六号 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

(造船法の一部改正)

第三十七号 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一号の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十一号の二 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

(船舶職員法の一部改正)

第三十八号 船舶職員法(昭和二十六年法律第百

四十九号)の一部を次のように改正する。

第十三号の次に次の一条を加える。

(學術試験の免除)

第十三号の二 運輸大臣が指定した船舶職員養成施設の課程を修了した者については、運輸省令で定めるところにより、學術試験の全部又は一部を免除することができる。

第十七号中「並びに試験科目」を「試験科目」に改め、「試験に關する実施細目」の下に「並びに船舶職員養成施設の指定に關する実施細目」を加える。

第二十七号に次の一項を加える。

2 この法律に規定する事務(前項の規定により都道府県知事が行なうものを除く。)は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

(航空法の一部改正)

第三十九号 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二号第三項中「第二十二号第一項」を「第二十二号」に改める。

第十号第一項中「航空機」の下に「(運輸省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第十号の二第二項中「(以下「耐空検査員」という。は、)の下に「前条第一項の航空機のうち」を加える。

第二十号を次のように改める。

第二十号 削除

第二十一号中「予備品証明及び前条第一項の検査」を「及び予備品証明」に改める。

第二十二号の見出し中「及び航空機乗組員免許」を削り、同条第二項を削る。

第二十八号第一項中「航空機乗組員免許」を「第三十一号第一項の航空機乗組員免許」に改める。

第二十九号第四項に後段として次のように加える。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十

第四十四条第一項中「飛行場の設置者」を「公共の用に供する飛行場の設置者」に改める。

第四十五条第一項中「航空保安施設の設置者は、当該航空保安施設」を「公共の用に供する

許」を削り、「第三十一条第二項の航空免状を」「第三十一条第一項の規定による航空身体検査証明、同条第二項の航空身体検査証明書」に改める。

十一條第三項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行なつたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

を「電気事業法」第二十六条に規定する「電気事業者」に、「政令」を「運輸省令」に改める。

第二十八条第一項第一号及び第三十一条ただし書中「政令」を「運輸省令」に改める。

第七章第四十三条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十三条の二 この法律に規定する気象庁長官の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長又は海洋気象台長に委任することができる。

2 前項の規定により管区気象台長に委任された権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を地方気象台長に委任することができる。

第八章 建設省関係

(河川法の一部改正)

第四十二条 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十八条中「河川管理者である」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十三条 海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条」を「第四十条の二」に改める。

第四十章第四十条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(道路法の一部改正)

第四十四条 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九十七条の二中「道路管理者である」及び「第三十七条の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行つた権限を含む。」を削る。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第四十五条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「同項第一号から第三号まで」を「同項第一号又は」に、「第十七号又は第十九号に掲げるもの(同項第十号から第十

二号までに掲げる権限にあつては道路の占用で道路の構造又は交通に及ぼす支障が少いと認められるもので政令で定めるところに係るものを、同項第十七号に掲げる権限にあつては道路法第四十七條第二項の規定に係るものを除く。」を「に掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるところに係るものに限る。)」に改める。

第七條第二項中「第二号、第七号若しくは第十四号」を削り、「第七号の三若しくは第十二号(道路法第四十七條第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)」を「若しくは第七号の三」に、「第七号の三又は第十二号」を「又は第七号の三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第七号の二又は第七号の三に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるところに係る場合に限る。

第七條の十九中「若しくは第十四号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号(道路法第四十七條第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)」を「又は一般国道に係る同項第七号の二若しくは第七号の三」に、「第七号の三又は第十二号に掲げるもの」を「又は第七号の三」に掲げるものに、「又は第十四号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が同項第七号の二、第七号の三又は第十二号(道路法第四十七條第三項の規定に係る部分に限る。)」に掲げるものを「であるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が同項第七号の二又は第七号の三に掲げるもの」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)
第四十六条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第十二項中「主務大臣の承認を得て」を削る。

(日本住宅公団法の一部改正)

第四十七條 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第十一條第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十一條第二項及び第三項中「定款の定めるところにより」を「総裁の定めるところにより」に改める。

第九章 自治省関係

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第四十八條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項を削る。

(消防法の一部改正)

第四十九條 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項を削る。

第四十一條第一項第三号中「第十五條第一項」を「第十五條」に改める。

第四十四條第三号中「第十五條第二項」を削る。

第四十五條中「第十五條第一項」を「第十五條」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六條、第八條、附則第十七項及び附則第十八項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第三十九條、附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十五項(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四十六條の改正規定を除く。)の規定は公布の日から起算して三月を経過

した日から施行する。

(経過措置)

2 第一條の規定による改正前の質屋営業法第十五條第一項の規定による承認に係る帳簿については、第一條の規定による改正後の質屋営業法第十五條第一項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の古物営業法第五條第一項の規定によりされている営業所の管理者の廃止の許可の申請は、第二條の規定による改正後の古物営業法第五條第二項の規定による営業所の管理者の廃止の届出とみなす。

4 第二條の規定による改正前の古物営業法第十九條第一項の規定による承認に係る帳簿については、第二條の規定による改正後の古物営業法第十九條第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に締結された契約に基づく旧増金附貯蓄の取扱に関する法律第二條第二項に規定する増金附貯蓄については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に第三十條の規定による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第十三條ノ二ただし書の規定により農林大臣がした処分は、第三十條の規定による改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第十三條ノ二ただし書の規定により都道府県知事がした処分とみなす。

7 この法律の施行前に第三十三條の規定による改正前の計量法第六十四條第一号の規定による改正後の計量法第六十四條第一号の規定による届出とみなす。

8 この法律の施行の際現に計量法第百八十一條の二の指定を受けている者の指定の有効期間については、第三十三條の規定による改正後の計量法第百八十一條の八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 第三十九條の規定による改正前の航空法(以下「旧航空法」という。)第二十條第一項の指定無線通信機器の検査及び使用については、これを

裝備する航空機が航空運送事業の用に供する航空機以外の航空機である場合に於ては第三十九條の規定の施行後同條の規定による改正後の航空法（以下「新航空法」という。）第十條第一項の規定による耐空証明が行なわれるまでの間、これを裝備する航空機が航空運送事業の用に供する航空機である場合に於ては第三十九條の規定の施行後新航空法第十條第一項の規定による耐空証明が行なわれ、又はその指定無線通信機器に關し航空法第四條第一項の整備規定を定め、運輸大臣の認可を受けるまでの間、なお従前の例による。

10 第三十九條の規定の施行前に旧航空法第二十二條第二項の規定により行なつた航空機乗組員免許及び同法第三十一條第二項の規定により交付した航空免状は、それぞれ新航空法第三十一條第一項の規定により行なつた航空機乗組員免許及び同法第二十二條の規定により交付した航空機乗組員免許とみなす。

11 第三十九條の規定の施行前に旧航空法第二十二條第二項の規定によりした航空機乗組員免許の申請は、新航空法第三十一條第一項の規定による航空機乗組員免許の申請とみなす。

12 この法律の施行前又は第三十九條の規定の施行前にした行為並びに附則第五項の規定により従前の例によることとされる罰金附則第九項の規定により従前の例によることとされる旧航空法第二十二條第一項の指定無線通信機器の検査及び使用に係る第三十九條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文部省設置法の一部改正）

13 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十九號の五を削る。

第十二條第一項第五號を次のように改める。

五 削除

14 （農林省設置法の一部改正）
農林省設置法（昭和二十四年法律第五百三十三號）の一部を次のように改正する。

第四條第三十九號及び第十一條第十號中「及び技師」を削る。

（運輸省設置法の一部改正）

15 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十四號の四中「及び航空機乗組員の免許」を削る。

第二十八條の二第一項第五號中「及び航空機乗組員免許」を削る。

第四十六條第一號中「次号において」を「以下」に改め、同號の次に次の一號を加える。

一の二 港内、沿岸の海岸保全施設に關する国の直轄の土木工事の施行及びこれに伴う海岸保全区域の管理に關すること。

第五十五條の二第四號中「及び航空機乗組員免許」を削る。

（建設省設置法の一部改正）

16 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十三號）の一部を次のように改正する。

第十二條第一號の二中「及び道路の国の直轄の維持その他の管理」を「道路及び海岸の管理及びその監督」に改める。

（開拓資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に關する特別措置法の一部改正）

17 開拓資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に關する特別措置法（昭和四十四年法律第八十號）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「債権管理官（国の債権の管理に關する法律（昭和三十一年法律第百十四號）第六條第一項の債権管理官をいい、同法第七條第一項の規定に基づきその債権の管理に關する事務を行なう都道府県知事又は都道府県の吏員を含む。）を「歳入徴収官等（国の債権の管理に關する法律（昭和三十一年法律第百十四號）第十一條第一項に規定する歳入徴収官等

をいう。）に改める。
（国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に關する法律の一部改正）

18 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に關する法律（昭和三十一年法律第八十九號）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等（国の債権の管理に關する法律第十一條第一項に規定する歳入徴収官等をいう。次項において同じ。）に改め、同條第三項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

19 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五號）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三號の項を次のように改める。

（四） 削除

（預金等に係る不当契約の取締に關する法律の一部改正）

20 預金等に係る不当契約の取締に關する法律（昭和三十一年法律第百三十六號）の一部を次のように改正する。

第一條第三項第三號を削る。

理由

行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。荒木行政管理庁長官。

○荒木国務大臣 ただいま議題となりました許可、認可等の整理に關する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、行政の簡素化及び合理化を促進するため、許可、認可等の整理をはかつてまいりましたが、さらにその推進をはかるため、さきに政府において決定いたしました行政改革三カ年計画に基

づき、計画的に許可認可及び報告等の整理を行ふこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、

第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続の簡素化をはかることが適當と認められるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機関等において迅速かつ能率的に処理することを要するものにつきましては処分権限を地方支分部局の長または都道府県知事等に委譲し、第四に、統一的に処理することが適當と認められるものにつきましてはこれを統合することとしております。

以上により廃止するもの三十一、規制を緩和するもの二十九、権限を委譲するもの二十二、統合をはかるもの二、合計八十四について、四十九法律にわたり所要の改正を行ふことといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十一日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

内閣委員會議録第四号中正誤

ページ	段行	誤	正
五三	五	あろう	あろうと
六四	六	問題が	問題で
七三	七	末、しやつ	しやつ
二二	二	伝統	伝統
六二	六	近以	近來
六四	六	年配	年輩

昭和四十五年四月四日印刷

昭和四十五年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局